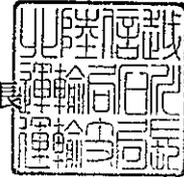




石運整第151号の2  
平成30年8月6日

石川県内自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



平成30年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙（平成30年7月31日付け北信技技第237号、北信技保第43号）のとおり通達がありましたので、了知されますようお願い致します。



北信技技第 237 号  
北信技保第 43 号  
平成 30 年 7 月 31 日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局 自動車技術安全部長  
(公印省略)

平成 30 年度自動車事故対策費補助金(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(A S V)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援))に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、自動車局安全政策課長及び技術政策課長から別紙写し(平成 30 年 7 月 27 日付け国自安第 80 号、国自技第 77 号)のとおり交付申請等に係る業務取扱いが示されたので、遺漏なきよう取り計らわれるとともに、平成 30 年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、下記について関係者に対し周知願います。

#### 記

平成 30 年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)に関する運用方針」(平成 10 年 6 月 17 日付け自保第 128 号の 3)のほか、以下により実施します。

なお、以下の取り扱いについては、今後、申請受付期間内の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、申請受付期間内であっても受付を締め切り、その旨公表しますので留意願います。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（別添1）

申請受付期間及び申請対象車両

- ①申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ②申請対象車両 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入（新車新規登録）又は後付け衝突被害軽減ブレーキの導入をしたもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援（別添2）

申請受付期間及び申請対象機器

- ①申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ②申請対象機器 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援（別添3）

申請受付期間及び申請対象機器

- ①申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ②申請対象機器 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援（別添4）

申請受付期間及び申請対象

- ①申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年9月28日まで
- ②申請対象 申請日から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成31年1月31日までに終了するもの

\*なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両の変更、申請受付期間の設定等を行う場合があります。

\*以上の各期間中、土日・祝日は除きます。

以上



国自安第 80 号  
国自技第 77 号  
平成30年7月27日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)

自動車局技術政策課長  
(公印省略)

平成30年度自動車事故対策費補助金(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援))に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局(各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。)の担当課において下記のとおり業務を実施されるようよろしくお取り計らい願いたい。

## 記

### 1. 各運輸局等における補助金の交付申請等に係る業務の実施

平成30年度自動車事故対策費補助金のうち、事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援)に係る補助金(以下、単に「平成30年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金」という。)については、自動車事故対策費補助金交付要綱において、国土交通大臣への補助金の交付申請等に係る手続きが定められているところ、各運輸局等においては、別添1から4に示すとおり、補助対象事業者による交付申請等の受付等において、当該要綱において必要とされている書面が提出されていることの確認、これら書面の自動車局担当課への進達等に係る業務とともに、自動車局担当課からの補助金交付決定、額の確定等について申請者への通知等に係る業務を実施されたい。

### 2. 補助金の交付申請兼実績報告受付期間等

平成30年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)に関する運用方針」(平成10年6月17日付け自保第128号の3)のほか、以下により実施するので、関係事業者に対し十分説明する等、事業内容等につき事業者の理解を得られるよう努められたい。

なお、以下の取り扱いについては、今後、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表するものとする。

(1) 先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援 (別添1)

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ② 申請対象車両 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入 (新車新規登録) 又は後付け衝突被害軽減ブレーキの導入をしたもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援 (別添2)

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ② 申請対象車両 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 (別添3)

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- ② 申請対象車両 平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援 (別添4)

申請受付期間及び申請対象

- ① 申請受付期間 平成30年8月1日から平成30年9月28日まで
- ② 申請対象 申請日から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成31年1月31日までに終了するもの

\* なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両の変更、申請受付期間の設定等を行う場合がある。

\* 以上の各期間中、土日・祝日は除くものとする。

3. 受付状況の報告

申請者から提出される交付申請書兼実績報告書及び交付申請書の受付にあたっては、その受付状況について、毎日19時までに別紙報告書により自動車局担当課へ報告されたい。

4. 補助事業の周知

平成30年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、各運輸局等から管内事業者に対して周知されたい。

# 平成30年度事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) 募集要領

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置の導入に対する支援

### (2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ② 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者

- ③ ①及び②に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

### (3) 補助対象装置

- ① 衝突被害軽減ブレーキ（後付けを含む。）

- ② ・ ふらつき注意喚起装置

（機能要件）

(i) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起。

(ii) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

- ・ 車線逸脱警報装置

（機能要件）

(i) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。

(ii) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が30cm以内に警報を発生させなければならない。

(iii) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも2つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

・車線維持支援制御装置

③車両安定性制御装置

(機能要件)

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備えるものとする。

(i) ロールオーバー制御機能(車両のロール安定性を高める機能)

(ii) 方向安定性制御機能(車両の方向安定性を高める機能)

④ドライバー異常時対応システム

(機能要件)

装置は、「ドライバー異常時対応システム」ガイドライン(国土交通省平成28年3月)に基づく機能又はこれに準ずる性能を有し、以下のいずれかの方式により単純停止又は車線内停止できるものであること。

(i) ドライバー押しボタン型

(ii) 同乗者押しボタン型

⑤先進ライト

先進ライトとは、自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。

(4) 補助対象車種(補助対象装置を搭載した事業用の車両)

① 衝突被害軽減ブレーキ(後付けを含む。)

・車両総重量3.5トン超22トン以下のトラック

・車両総重量12トン以下のバス

② ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置

・車両総重量3.5トン超のトラック(※13t超トラクタ含)

・バス

・タクシー

③ 車両安定性制御装置

・車両総重量3.5トン超22トン以下のトラック

・車両総重量5トン超12トン以下のバス

④ ドライバー異常時対応システム

・バス

⑤ 先進ライト

・車両総重量3.5トン超のトラック(※13t超トラクタ含)

※ 13t超トラクタ(第5輪荷重を有するもの)の対象となる装置は、②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置及び⑤先進ライトです。①衝突被害軽減ブレーキ及び③車両安定性制御装置は補助対象外となります。

(5) 補助率

・ (2) で定義する補助対象事業者が中小企業者等に該当する者又は貸し渡す者が中小企業者等に該当場合は、取得に要する経費の1/2

(ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。)

① 衝突被害軽減ブレーキ 1車両あたり 上限10万円 (バスは15万円)

② ・ふらつき注意喚起装置

・車線逸脱警報装置

・車線維持支援制御装置

1車両あたり 上限5万円

(但し同一車両に②に掲げる複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助する。)

③ 車両安定性制御装置 1車両あたり 上限10万円

④ ドライバー異常時対応システム 1車両あたり 上限10万円

⑤ 先進ライト 1車両あたり 上限10万円

(自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯のいずれか1つの装置に対して補助する。)

※同一車両に①～⑤に掲げる複数の装置を装着する場合には、  
1車両あたり上限15万円(バスは30万円)

(2)で定義する補助対象事業者が②のうち、中小企業者等以外の者又は貸し渡す者が中小企業者等以外の者に該当する場合は、取得に要する経費の1/3(ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。)

① 衝突被害軽減ブレーキ 1車両あたり上限10万円

② ぶらつき注意喚起装置  
車線逸脱警報装置  
車線維持支援制御装置 } 1車両あたり上限3万3千円

(但し同一車両に②に掲げる複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助する。)

③ 車両安定性制御装置 1車両あたり上限6万7千円

④ ドライバー異常時対応システム 1車両あたり上限6万7千円

※同一車両に①～④に掲げる複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限20万円

(対象装置・対象車種早見表)

(トン数：車両総重量)

	補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	3.5t超22t以下のトラック 12t以下のバス	1/2	トラック 100,000円 バス 150,000円
②	ぶらつき注意喚起装置 車線逸脱警報装置 車線維持支援制御装置	3.5t超のトラック(13t超トラック含) バス タクシー	1/2	50,000円
③	車両安定性制御装置	3.5t超22t以下のトラック 5t超12t以下のバス	1/2	100,000円
④	ドライバー異常時対応システム	バス	1/2	100,000円
⑤	先進ライト	3.5t超のトラック(13t超トラック含)	1/2	100,000円

※ 1車両あたり複数の装置を装着する場合は、1車両あたり  
上限トラック：150,000円 バス：300,000円

※ 貸切バス事業者に限り、中小事業者以外の者に対して以下の条件により補助対象  
補助率1/3 補助上限 ①100,000円 ②33,000円 ③67,000円 ④67,000円  
1車両あたり複数の装置を装着する場合は、上限200,000円

※ 13t超トラック(第5輪荷重を有するものに限る)の対象となる装置は、②ぶらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置及び⑤先進ライト。  
①衝突被害軽減ブレーキ及び③車両安定性制御装置は補助対象外。

※ H30年度より、対象装置の拡充(ドライバー異常時対応システム、先進ライト)してあります。

また、各対象装置、車種毎に車両総重量の制限がありますので申請の際は  
注意願います。

#### (6) 補助対象期間

平成30年4月1日～平成30年11月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入(新車新規登録)するもの(衝突被害軽減ブレーキに限り、後付けも対象)であって、次の募集期間に補助金交付申請書兼実績報告書が受け付けられたものとする。

・募集期間：平成30年8月1日～平成30年11月30日

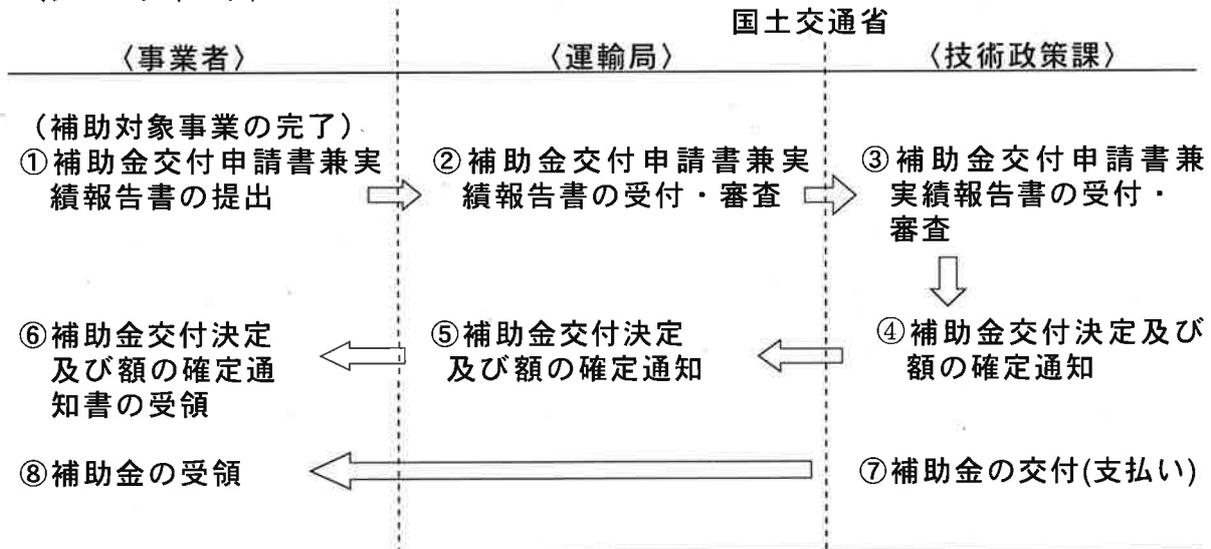
(7) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (i) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること。
- (ii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- (iii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として、トラック・タクシーは4年以上、バスは5年以上とし、リース契約期間が当該期間を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- (iv) 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません）とするが、振出日から3ヶ月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る）についても認めるものとする。
- (v) 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (vi) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

2. 補助金交付までの流れ

(フローチャート)



① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (6) の募集期間内に、次に記載している書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)~(4)については5部（地方運輸局分2部、国土交通本省分3部）、(5)~(14)については3部（地方運輸局分2部、国土交通本省分1部）提出すること。詳細はホームページ掲載資料の交付申請書兼実績報告書記載例を参照のこと。

なお、提出書類はすべてA4・片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとすること。

- (1) 交付要綱第1の3号様式（交付申請書兼実績報告書）
- (2) 実施要領別紙1又は2で該当するもの（交付申請書兼実績報告書別紙）
- (3) 交付要綱第9号様式（請求書）
- (4) 振込先調書（申請者欄に法人番号を記入すること）
- (5) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業）が運送事業を営んでいることを証する書類、申請者の資産及び負債に関する書類並びに中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者若しくは中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であること、またはこれ以外であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (6) 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づき策定した「安全マネジメントに関する基本的な方針並びに輸送の安全に関する目標及び計画」が記載された書類
- (7) 申請者が同一事業について、国が交付する他の補助金を受けていないことを証する書類
- (8) 補助対象装置を購入した際の領収書の写（登録番号又は車台番号が記載されたもの）  
 なお、補助対象装置を購入した際の領収書に記載の金額は、新車新規登録申請後に交付された車検証の車両状態に要した経費とする。
- (9) 振込証明書又は通帳の写  
 （補助対象装置を申請者が支出したことを証明する確約書の代用可）
- (10) 補助対象装置の設置したこと及び補助対象装置の単価（消費税除き）を確認するに足りる書類として、①納品書の写し（各装置価格の値引き後の単価が内訳としてわかるもの）若しくは②搭載証明書（購入車両に装着されている事を証明し、かつ購入時の値引き後の単価がわかるもの）。なお、後付けの衝突被害軽減ブレーキにあっては、自動車製作者による②を必須とする）  
 なお、①、②においては、登録番号又は車台番号が記載されたものとする。
- (11) （申請者がリース事業者の場合）賃貸契約書の写及び貸与料金算定根拠明細書
- (12) （申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（履歴事項全部証明書の写、貸借対照表及び損益計算書等）  
 ※1.（6）の募集期間内において、2件以上の申請を行う場合においては、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。
- (13) （申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を満たしていない場合）取得から財産処分制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類（トラック4年、バス5年）
- (14) 車検証の写

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から交付申請書兼実績報告書（以下「実績報告書等」という。）の提出がなされたときは、各地方運輸局等において実績報告書等の受付及び審査を行った後に技術政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局等から進達があった実績報告書等について、技術政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について、導入実績を認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

④ 補助金額の確定

技術政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局等へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間等

【申請受付期間】

平成30年8月1日～平成30年11月30日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局等申請受付場所への申請書類持ち込み (郵送は認められませんのでご注意ください。)

4. 注意事項

補助金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。

(公表場所：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/index.html> 左記ページ左側の「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援」のページ内)

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は別添に記載している各運輸局等窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。

# 平成30年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 募集要領

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

自動車運送事業者や運行管理者が、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーから取得した事業用自動車の運行にかかる情報を活用して、運転者への安全指導を行う等により安全性向上が図られることから、これらの機器の普及促進を目的として導入の支援を行う。

### (2) 補助対象事業者

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一之二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ② ①に該当する者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

### (3) 補助対象機器

#### ① 国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計（別紙1「平成30年度選定運行管理の高度化に対する支援事業にかかる対象機器概要」に掲げる機器）

- デジタル式運行記録計に係る車載器の取得費
- デジタル式運行記録計に係る事業所用機器の取得費

#### 【補助対象とする例】

##### I. デジタル式運行記録計に係る車載器

運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器（機器本体、操作機器（操作パッド）・表示器、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、取付キット、工事に係る費用を含む）

（※1）・・・車載器1台につき1枚とする。ただし、1.（5）⑤の機器にあつては、2枚までとする。

※2・・・温度センサーやETCにかかる部品等は対象外とする。

##### II. デジタル式運行記録計に係る事業所用機器

運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（事務所用機器ソフト及びリーダーライター等の周辺機器、インストールや設定に係る費用を含む）

#### 【補助対象外とする例】

- ・ パソコン本体、プリンター、スマートフォン、映像再生装置等の専ら当該事業の目的以外で使用する機器類
- ・ 機器購入に係る送料、手数料及び交通費
- ・ 設置後のメンテナンスやバージョンアップ、指導に係る費用、通信費や電気代等の運用費
- ・ 個人で購入したもの（個人タクシーを除く）
- ・ 中古で購入したもの

#### ② 国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー（別紙1「平成30年度選定運行管理の高度化に対する支援事業に係る対象機器概要」に掲げる機器。ただし、平成29年12月1日以降に道路運送車両法第7条第1項の規程による登録を受けた貸切バスに備え付ける場合にあつては、当該機器は補助対象外とする。）

- 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費
- 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

【補助対象とする例】

I. 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器

加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、及び撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器（機器本体、操作機器（操作パット）、メモリーカード（※1）、センサー（※2）、ハーネス（※2）、通信機器、映像カメラ、取付キット、工事に係る費用を含む）

※1・・・車載器1台につき1枚までとする。ただし、1.（5）⑤の機器にあつては、2枚までとする。

※2・・・温度センサーやETCに係る部品等は対象外とする。

II. 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器

車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（事務所用機器ソフト及びリーダライタ等）の周辺機器、インストールや設定に係る費用を含む）

【補助対象外とする例】

- ・パソコン、プリンター、スマートフォン、映像再生装置等の専ら当該事業の目的以外で使用する機器類
- ・機器購入に係る送料、手数料及び交通費
- ・設置後のメンテナンスやバージョンアップ、指導に係る費用、通信費や電気代等の運用費
- ・個人で購入したもの（個人タクシーを除く）
- ・中古で購入したもの

(4) 補助対象期間

- ・募集期間（補助金交付申請書兼実績報告書受付期間）：  
平成30年8月1日～平成30年11月30日
- ・導入期間：平成30年4月1日～平成30年11月30日までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了（事業完了）しているもの。

(5) 補助率

取得に要する経費の1/3（ただし、国庫補助金申請額において100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる）。また、補助限度額を下記の通り定める。

- ① デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：3万円

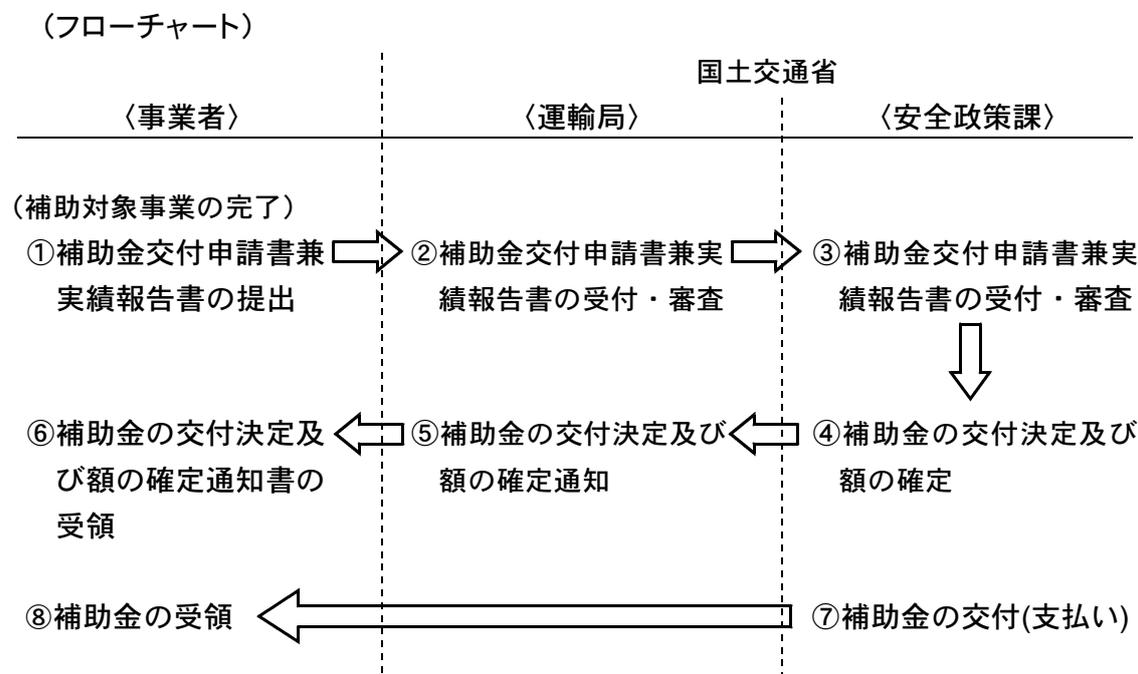
- ② デジタル式運行記録計に係る事業所用機器1台あたり：10万円
- ③ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：2万円
- ④ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：3万円
- ⑤ デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型（同一車両に対し、デジタル式運行記録計と映像型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、または、デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなった場合を含む。）：車載器1式当たり5万円、事業所用機器一式当たり13万円
- ⑥ 補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限については80万円とする。

#### (6) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 補助対象事業者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること。
- ② 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- ③ 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年以上とし、リース契約期間が5年を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から5年を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- ④ 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- ⑤ 申請を行う者は、予め補助対象期間内に当該機器を購入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）していること。
- ⑥ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
- ⑦ 映像記録型ドライブレコーダーの取得について、申請を行う補助対象事業者が一般貸切旅客自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、申請する当該機器が、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）で定める性能要件に適合していること。

## 2. 補助金交付までの流れ



### ① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (4) の募集期間内に、次に記載している書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局、運輸支局及び沖縄総合事務局（以下「各地方運輸局等」という。）に提出すること。

(1) ～ (4) については5部（2部は各地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、  
(5) ～ (15) については3部（2部は各地方運輸局等分、1部は国土交通本省分）提出とする。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

(1) 交付要綱第1の3号様式（交付申請書兼実績報告書）

(2) 実施要領の別紙3（交付申請書兼実績報告書）

(3) 交付要綱第9号様式（請求書）

(4) 振込先調書

(5) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類及び中小企業者等であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分 等）

(6) 安全マネジメントに関する書類

- (7) 申請者が同一事業について、国が交付する他の補助金を受けていないことを証する書類
  - (8) 補助対象機器の仕様書
    - ※カタログ等により導入機器がわかる資料。
  - (9) 補助対象機器を購入した際の支払いに係る領収書等の写し
  - (10) 補助対象経費の基礎となる（内訳がわかる）明細書
  - (11) 補助対象機器の設置したことを確認するに足りる書類(当該補助対象機器を設置したことがわかる写真（車載器等を設置した車両のナンバープレートが判読できる前面・後面、車載器等設置場面及び事務所に設置した機器）又は車両・営業所ごとに設置した機器を確認できる書類)
  - (12) (申請者がリース事業者の場合) 賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書
  - (13) (申請者がリース事業者の場合)申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類
    - ※1. (4) の募集期間内において、同一事業者が2件以上の申請を行う場合には、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。
  - (14) (申請者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が5年を満たしていない場合)取得後5年を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類
  - (15) (申請者がリース事業者であって、支社等において申請を行う場合) リース会社の代表者からの補助金申請事務等に係る権限の委任に関する委任状
  - (16) 自動車検査証の写し（車載器を車両に取り付ける場合に限る。申請時点において有効期間が満了していないこと。）
- ② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査
- 申請者から補助金交付申請書兼実績報告書の提出がなされたときは、各地方運輸局等において補助金交付申請書兼実績報告書の受付及び審査を行ったうえ安全政策課に進達する。
- ③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査
- 各地方運輸局等から進達のあった補助金交付申請書兼実績報告書について、安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について導入実績を認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- ④ 補助金額の確定
- 安全政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局等へ通知するものとする。
- ⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

### 3. 交付申請書兼実績報告書の受付期間等

#### 【申請受付期間】

平成30年8月1日～平成30年11月30日

#### 【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局等

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめたいえ申請すること。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口に提出すること。

#### 【申請受付時間】

平日の9時～16時（12時～13時を除く）

#### 【申請受付方法】

各地方運輸局等申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送は認められませんのでご注意ください。）

### 4. 注意事項

- (1) 補助金交付申請状況において、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。  
(公表場所 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)
- (2) 申請のあった順に受付を行います。が、予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合があります。
- (3) 予算額を超過するおそれがある場合、申請時に受付を保留とし、一旦申請書類をお預かりすることがあります。なお、このような処理を行う場合には、各地方運輸局等窓口に用意してある「預かり依頼書」に、必要事項を記載の上、提出して頂きます。
- (4) 申請書をお預かりしたにも関わらず、不受理となる場合、担当者より速やかにご連絡致します。
- (5) 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完する等の対応をお願いします。1週間以内に対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出して下さい。なお、領収書等、支払いに係る書類の添付が確認できないものは、書類の不備には当たらず受付は行いませんのでご注意ください。
- (6) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合（過年度の補助申請を

含む)には、当該申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて行っております。

# 平成30年度事故防止対策支援推進事業 (社内安全教育の実施に対する支援) 募集要領

## 1. 補助事業の概要

### (1) 補助内容

事故防止コンサルティングの実施に対する支援

### (2) 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### (3) 補助対象となるコンサルティング

国土交通大臣の認定をうけているもの

（具体的な補助対象）

○国土交通大臣が認定したコンサルティングの活用に係る経費

### (4) 補助率

- ①コンサルティングの活用にあつる経費の1/3とする。(ただし、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てる。)
- ②補助対象事業者あたりの上限については100万円とする。

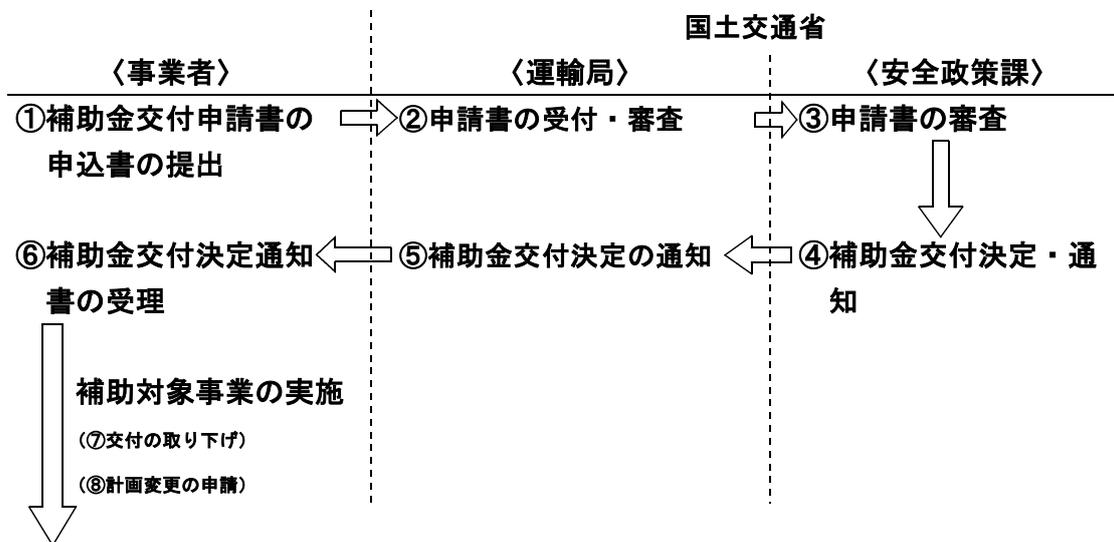
(5) 補助採択の方針

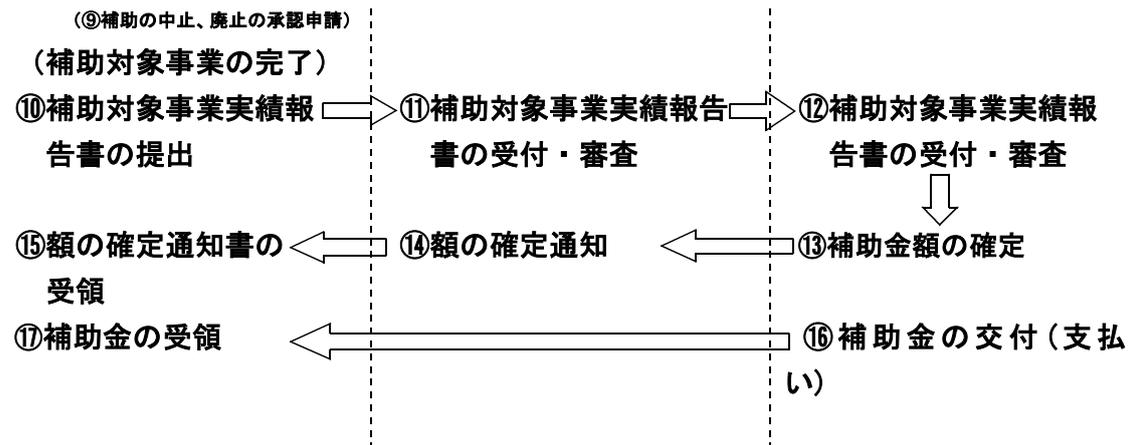
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 補助対象者が、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること
- ② 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成31年1月31日までにコンサルティングが完了すること。
- ③ 補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。
- ④ 複数の者が共同して申請をする場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で契約書を交わすこと。
- ⑤ 複数の個人タクシー事業者が所属する団体が申請する場合（補助対象となるコンサルティングを個人タクシー事業者に実施する場合に限る。）は代表者が個人タクシー事業者であること。

2. 補助金交付までの流れ

(フローチャート)





### ① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者等（以下「申請者」という。）は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局、運輸支局及び沖縄総合事務局（以下「各地方運輸局等」という。）に提出すること。(1)～(4)は5部（2部は各地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、(5)～(9)は3部（各地方運輸局等分及び国土交通本省分）提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1号様式（交付申請書）
- (2) 実施要領の別紙5（事業計画書）
- (3) 実施要領の別紙6（事業経費所要額等調書）
- (4) 振込先調書
- (5) 安全マネジメントに関する書類
- (6) 申請者が運送事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類及び中小企業者等であることを証する書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分 等）
- (7) 補助対象経費の基礎となる見積書
- (8) 補助対象経費の基礎となる仕様書
- (9) （申請者が共同して申請する場合）当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の申請者の間で取り決めた契約書

### ② 申請書の受付・審査

補助対象事業者から申請書の提出がなされたとき、各地方運輸局等において申請書の受付・所用の審査を行ったうえ国土交通省自動車局安全政策課（以下「安全政策課」という。）に進達する。

### ③ 申請書の審査

各地方運輸局等から進達された申請書について安全政策課で所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行う。

④ 補助金交付決定・通知

安全政策課において交付決定を行う場合、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を各地方運輸局等へ通知するものとする。

⑤ 補助金交付決定の通知

補助金交付決定の通知を受けた各地方運輸局等は、すみやかに交付申請書の提出のあった申請者へ補助金交付決定の通知をする。

⑥ 補助金交付決定通知書の受理

補助金交付決定通知書を受理した申請者は、補助対象事業を実施する。

⑦ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

⑧ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、交付要綱第7条2項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

⑨ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑩ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内に下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)～(3)は5部（2部は各地方運輸局等分、3部は国土交通本省分）、(4)～(7)は3部（2部は各地

方運輸局等分、1部は国土交通本省分)提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第7号様式(実績報告書)
- (2) 実施要領の別紙7(実績報告書)
- (3) 交付要綱第9号様式(請求書)
- (4) 当該コンサルティングによる諸費用を申請者が支出したことを証明する資料(振込証明書又は通帳等の写し)
- (5) 請求書・領収書等の写し
- (6) 事業の実施を証する書類(コンサルティング会社と交わした契約書等)
- (7) 当該コンサルティングに係る報告書(コンサルティング実施に係る日時、場所、指導内容、参加人数等を記載したもの)

⑪ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

申請者から実績報告書の提出がなされたとき、各地方運輸局等において申請書の受付、所要の審査を行った後に安全政策課に進達する。

⑫ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

各地方運輸局等から進達があった実績報告書等について安全政策課で所用の審査を行い、補助対象事業の成果について交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定をする。

⑬ 補助金額の確定

安全政策課において所要の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の額の確定を、各地方運輸局等へ通知するものとする。

⑭ 額の確定通知

額の確定通知を受けた各地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ額の確定通知を行うものとする。

### 3. 補助金交付申請書の受付期間

【申請受付期間】

平成30年8月1日～平成30年9月28日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局等

※同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、全営業所分を本社営業所が取りまとめよう申請すること。また、複数回申請する場合は、必ず初回に提出した各地方運輸局等窓口へ提出すること。

**【申請受付時間】**

平日の9時～16時（12時～13時を除く）

**【申請受付方法】**

申請受付場所への申請書類持ち込み（郵送は認められませんのでご注意ください）

**4. 注意事項**

- (1) 補助金交付申請状況において、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。  
（公表場所：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/jikoboushi.html>）
- (2) 申請のあった順に受付を行います。予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合があります。
- (3) 予算額を超過するおそれがある場合、申請時に受付を保留とし、一旦申請書類をお預かりすることがあります。なお、このような処理を行う場合には、各地方運輸局等窓口を用意してある「預かり依頼書」に、必要事項を記載の上、提出して頂きます。
- (4) 申請書をお預かりしたにも関わらず、不受理となる場合、担当者より速やかにご連絡致します。
- (5) 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完する等の対応をお願いします。1週間内に対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で再度提出して下さい。
- (6) 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合（過年度の補助申請を含む）には、当該交付申請書を取り下げただくとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

**5. 補助金交付申請の窓口**

補助金交付申請の問い合わせや受付は、別添に記載している各地方運輸局等窓口にて行っております。